

公益財団法人岡山県スポーツ協会
創設 100 周年記念表彰 実施要項

1 趣旨

公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が創設 100 周年という大きな節目を迎えるにあたり、本県スポーツの振興・発展に長年にわたり貢献してきた関係者に対し感謝の意を表するとともに、特に顕著な功績を有する個人および団体を顕彰することにより、これまでの歩みを振り返り、次の 100 年に向けた新たな一歩とすることを目的として、本表彰を実施する。

2 表彰の区分及び対象者

(1) 功労者表彰

本会及び加盟団体の充実発展に貢献し、その功績が顕著な者を表彰する。ただし、物故者は除く。

①本会における役員退任者（平成 21 年 4 月 1 日以降退任した者）

②加盟団体の役員又は役員経験者として在任し、当該団体の発展及びスポーツ振興に多大な貢献を果たすなど、その功績が特に顕著であると認められた者（各推薦団体につき 2 名まで推薦できる）

(2) 特別輝栄表彰

オリンピック競技大会（平昌、東京、北京、パリ、ミラノ・コルティナ）、世界選手権等の国際的最高水準の大会（平成 28 年 11 月 23 日以降に開催）において入賞を果たし、特に卓越した成績により、本県スポーツの歴史に残る功績を挙げた個人を表彰する

(3) 未来創造表彰

新たな発想と先進的な取組により、競技力の向上、スポーツの普及振興及び地域活性化に寄与し、次の 100 年を見据えた本県スポーツの発展が期待される個人又は団体を表彰する。（各推薦団体につき 1 名又は 1 団体まで推薦できる）

特に、未来を見据えた挑戦的な取組や、ジュニア世代の育成・強化に資する意欲的な活動とその成果を高く評価するものとする。

(4) 感謝状贈呈

本会に対し寄付その他格別の協力を行い、その功績が顕著である企業、団体又は個人に対し、感謝状を贈呈する。

3 推薦方法

(1) 第 2 条(1)①に掲げる表彰候補者は、本会からの推薦によるものとし、②に掲げる表彰候補者は本会加盟団体からの推薦によるものとする。

(2) 第 2 条(2)に掲げる表彰候補者は本会加盟競技団体からの推薦によるものとする。

(3) 第 2 条(3)に掲げる表彰候補者は本会加盟団体からの推薦によるものとする。

(4) 第 2 条(4)に掲げる感謝状贈呈については、本会が推薦するものとする。

4 選考

各表彰受賞者は本会 100 周年記念事業実行委員会式典部会の審査を経て決定する

5 その他

- (1) 各加盟団体は、候補者推薦にあたり、本実施要項に基づき責任ある推薦をすること。
- (2) 表彰受賞者への諸連絡は、加盟団体を通じて行うものとする。
- (3) この要項に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この要項は、令和8年6月9日から施行し、令和8年11月15日限りその効力を失う